

平成六年政令第四百三十三号

不動産特定共同事業法施行令

内閣は、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項、第三条第一項、第五条第一項第一号、第六条第六号、第七条第一号、第三号及び第五号、第十八条第一項、第十九条、第三十五条第一項第六号、第四十五条並びに第四十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）

第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。

一 法第二条第三項第三号に掲げる契約で、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が法第二条第三項第三号に規定する賃貸又は賃貸の委任の目的となることを示して行つた販売又はその代理若しくは媒介に係る不動産以外の不動産を不動産取引の目的とするもの

二 外国において締結される契約で、当該外国の法令の規定により収益又は利益の分配を受ける者の保護が確保されていると認められる契約として主務省令で定めるもの

（小規模不動産特定共同事業に係る出資の価額及び当該出資の合計額）

第二条 法第二条第六項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあっては、十億円）

二 事業参加者が行う出資の合計額 一億円

二 法第二条第六項第二号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあっては、一億円）

二 事業参加者が行う出資の合計額 一億円（不動産特定共同事業契約に基づき當まる不動産取引に係る業務を委託する特例事業者が二以上あり、かつ、それぞれの特例事業者につき事業参加者が行う出資の合計額が一億円を超えない場合にあっては、十億円）

（許可に係る事務所）

第三条 法第三条第一項の事務所は、次に掲げるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は從たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、不動産特定共同事業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

（不動産特定共同事業者の使用人）

第四条 法第五条第一項第二号、第六条第十号、第七条第三号及び第三十五条第一項第六号の政令で定める使用人は、不動産特定共同事業者の使用人で、不動産特定共同事業者に係る事務所の代表者であるものとする。

（許可に係る資本金又は出資の額）

第五条 法第七条第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額（次の各号のうち二以上の号に掲げる法人に該当するときは、当該二以上の号に定める金額のうち最も高いもの）とする。

一 第一号事業を行おうとする法人 一億円（主務省令で定める法人にあっては、一千万円）

二 法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人 千万円

三 第三号事業を行おうとする法人 五千万円

四 第四号事業を行おうとする法人 千万円

（不動産特定共同事業契約約款の内容の基準）

第六条 不動産特定共同事業契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められなければならない。

一 法第二条第三項各号（小規模不動産特定共同事業者に係る契約を除く。）に掲げる契約の種別に関する事項

二 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産の特定及びその不動産取引の内容に関する事項

三 事業参加者に対する収益又は利益の分配に関する事項

四 不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項

五 契約期間に関する事項

六 契約終了時の清算に関する事項

七 契約の解除に関する事項

八 不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者の報酬に関する事項

九 その他主務大臣が事業参加者の保護のため必要かつ適当であると認めて主務省令で定める事項

2 前項に定めるもののほか、不動産特定共同事業契約約款の内容は、主務大臣が事業参加者の保護のため必要かつ適当であると認めて主務省令で定める基準に合致するものでなければならぬ。

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第十八条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）

第十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）

（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）

第十六条 法第六十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条の六十六第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十二条の二第一項に規定する子会社をいう。）であるもの

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の二第一項第四号に掲げる会社であつて、漁業協同組合連合会の子会社（同法第九十二条第一項において準用する同法第十三条の人第二項に規定する子会社をいう。）であるもの

三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）であるもの

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）であるもの

五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、長期信用銀行（同法第一条に規定する長期信用銀行をいう。）の子会社（同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）であるもの及び同法第十六条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、長期信用銀行持株会社（同項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）の子会社であるもの

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）であるもの

七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、銀行（同法第二条第一項に規定する銀行をいう。）の子会社（同法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）であるもの及び同法第五十二条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）の子会社であるもの

八 保険業法（平成七年法律第百五号）第一百六条第一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社（同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。）であるもの及び同法第一百七十二条の二第一項第七号に掲げる会社であつて、保険持株会社（同法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）であるもの

九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社（同法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）であるもの

十 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第五号に掲げる会社であつて、株式会社商工組合中央金庫の子会社（同法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。）であるもの

第十七条 法第六十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関及び前条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特別金融機関等」という。）には、適用しない。

二十 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第五号に掲げる会社であつて、株式会社商工組合中央金庫の子会社（同法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。）であるもの

二十一 不動産特定共同事業を営む特別金融機関等については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令（以下「令」という。）第十七条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第十七条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

二十二 特別金融機関等は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約書を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十三 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登載された事項（法第五条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。）について変更があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

二十四 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二十五 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二十六 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二十七 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二十八 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二十九 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項
第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その一号）第六条第一項の確認その他の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものに相当する外国の法令に基づく处分
都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものに相当する外国の法令に基づく处分

定による権限は、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条规定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。九条、第四十条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことと同一である。検査等（法第四十条第一項及び第五十八条第九項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。以下この条において同じ。）で特定事務所（不動産特定共同事業者等の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この条において同じ。）に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者等又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）と取引をした者若しくは不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

法第十条、第十二条第一項、第十三条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九条第二項及び第五項並びに第六十一条第二項から第五項までの規定による国土交通大臣の権限は、不動産

特定共同事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第二十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項、

第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項の規定による権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

検査等で特定事務所に対して行うものについては、前項に規定する地方整備局長又は北海道開発局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長も行うことがある。

ておき。」（前記二二）、寺三事務所二寸八分半（一尺九寸八分）と云ふ。一也、文部省勅令第三百四十九号（明治三十二年六月三十日）によれば、当該金は、一尺九寸八分（一丈一尺九寸八分）と定められ、力石寺三七司事務所二寸八分半（一尺九寸八分）と規定された。二也、同上（明治三十二年六月三十日）によれば、力石寺三七司事務所二寸八分半（一尺九寸八分）と規定された。（寺三事務所二寸八分半、）。）又

行うことができる。
(主務省令)

第十九条 附 則 抄 この政令における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とする。

(施行期日)

第一條 この政令は、法の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

（平成七年二月二十六日政令第三六号） 指

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附則（平成七年五月二四日政令第二一四号）抄

(施行期日)

この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日

〔平成七年九月二七日政令第三四五号〕抄
附則

(施行期由) 二二〇〇年五月三十日法律(平成二十三年法律第六一四号)

この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十四号）

附 貝立成ノ金ノ月二三日政空第一ノノ号
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年八月二九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行

附則（平成九年一月六日政令第三二五号）

この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

附則（平成二〇年五月一七日政令第一八四号）

この政令は、金融監督官設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）附則（平成一〇年一月）五田政令第三九三号

この政令は、公布の日から施行する。

附 則
(平成一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平

附則
(平成二二年六月七日政令第二四四号)
抄

- (施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成二年六月七日政令第三一二号) 抄
 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一三年三月二八日政令第八四号) 抄
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九八号) 抄
 第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一四年一月二三日政令第一〇号) 抄
 第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一四年一一月一三日政令第三三一号) 抄
 第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一五年二月五日政令第三四号) 抄
 第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一五年二月一七日政令第五二三号) 抄
 第一条 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄
 第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年四月二一日政令第一六八号) 抄
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年五月十五日) 抄
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九六号) 抄
 第一条 この政令は、この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一七日政令第四一二号)
 第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一七日政令第四一二号)
 第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するものほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九九号) 抄
 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一八日政令第四二九号) 抄
 第一条 この政令は、この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一七年五月二十五日政令第一八二号) 抄
 第一条 この政令は、この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。
- (施行期日)
附 則 (平成一七年五月二十五日政令第一八二号) 抄
 第一条 この政令は、この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成一七年五月二七日政令第一九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年六月一日。附則第四条において「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二六日政令第一八一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二二日政令第三一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附 則（平成一八年一一月六日政令第三五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年五月二二日政令第一八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一二月三日政令第三六四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年一二月一一日政令第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月十五日）から施行する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 改正法附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧農地法第七十三条第一項の規定に基づく土地等の処分の制限については、前条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二二年一二月一五日政令第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月十五日）から施行する。

附 則（平成二三年一二月一六日政令第四二七号）

（この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。）

附 則（平成二四年六月一日政令第一五八号）

（この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。）

附 則（平成二五年一二月一一日政令第三三九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 2 この政令の施行前に締結したこの政令による改正前の不動産特定共同事業法施行令第一条第一号、第二号又は第四号に掲げる契約（予約を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一月一六日政令第八号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
 (不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前に不動産特定共同事業法（次項において「法」という。）第十条、第十二条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対してした届出又は提出は、相当の財務局長若しくは福岡財務支局長又は地方整備局長若しくは北海道開発局長に対してした届出又は提出とみなす。
 2 この政令の施行前に法第十条、第十二条第一項、第三十三条又は第四十条の二第二項、第四項若しくは第七項の規定により金融庁長官又は国土交通大臣に対して届出又は提出がされていないものについては、これを、これらの規定により財務局長若しくは福岡財務支局長又は地方整備局長若しくは北海道開発局長に対し届出又は提出をしなければならない事項について当該届出又は提出がされていないものとみなして、法の規定を適用する。

附 則 (平成二十六年一月二四日政令第一五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

附 則 (平成二六年七月二日政令第二三九号)

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

附 則 (平成二六年八月二〇日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

附 則 (平成二七年一月一五日政令第六号)

この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 (平成二七年一月二二日政令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 (平成二七年六月二十四日政令第一一四号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年一月二九日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年四月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年八月二九日政令第二八八号)

この政令は、平成二十八年八月二九日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二九年六月一四日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二九年八月一四日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二九年九月一四日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二九年八月一四日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二九年九月一四日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一四日政令第一五六号)

この政令は、平成二九年九月一四日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一四日政令第一五六号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附 則 (平成二九年九月一四日政令第一五六号)

この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二八日政令第二一八号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二八日政令第二一八号)

この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二八日政令第二一八号)

この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月一九日政令第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第一条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年九月四日政令第二六八号）

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月四日政令第二八二号）

この政令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第二九六号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年一一月一六日政令第三五一号）

（施行期日）
この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年一二月二三日政令第三九三号）抄
（施行期日）

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。